

熊本県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、熊本県内に居住地を有する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（以下「被爆者」という。）であつて、次に掲げるものに対して、利用者負担の軽減措置を講じることにより、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護サービス及び介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担するもの
- イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）に入所し、同法第28条第1項の規定により当該施設の入所に係る費用を負担するもの
- ウ 法に規定する旧介護予防訪問介護（注1）、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、旧介護予防通所介護（注1）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のサービス（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）を受け、通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担するもの
- エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）支給費に係る費用の一部を負担するもの

注1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）及び同条第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

第2 介護保険等利用被爆者助成事業（以下「助成事業」という。）の種類

この要綱において、助成事業とは、次に掲げるものをいう。

- 1 訪問介護利用被爆者助成事業
- 2 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業
- 3 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

第3 介護保険等利用被爆者助成事業の内容

- 1 訪問介護利用被爆者助成事業

(1) 対象者

低所得（原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である（生活保護受給世帯を含む。）こと。以下同じ。）の被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる訪問介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受け、又は受けることができた者であって、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

訪問介護	・居宅介護サービス費（法第41条） ・特例居宅介護サービス費（法第42条）
旧介護予防訪問介護	・介護予防サービス費（法第53条） ・特例介護予防サービス費（法第54条）
第1号訪問事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。

(2) 限度額

(1)の表の右欄に掲げる介護給付の額に九十分の百を乗じて得た額から当該介護給付の額を減じた額（注）を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって低所得の被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注 ただし、次の表の左欄に掲げる規定が適用される場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じ又は除して得た額

法第50条	法第50条第1項又は第2項の規定に基づき、百分の九十又は百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を除して得た額
法第60条	法第60条第1項又は第2項の規定に基づき、百分の九十又は百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を除して得た額
法第69条第3項	当該介護給付等の額に七十分の八十を乗じて得た額

2 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業

(1) 対象者

次に掲げる者を対象とする。

ア 被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設介護サービス費（法第48条） 特例施設介護サービス費（法第49条）
地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型介護サービス費（法第42条の2） 特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）

イ 被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により入所に係る費用を徴収されているもの。（以下「養護老人ホーム等入所費用負担被爆者助成事業」という。）

（2） 限度額

ア 介護老人福祉施設等に入所している被爆者に対しては、当該被爆者が受けた、（1）アの表の右欄に掲げる介護給付の額に九十分の百を乗じて得た額（注2）から、当該介護給付の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注2 ただし、次の表の左欄に掲げる規定が適用される場合にあつては、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じ又は除して得た額

法第49条の2	八十分の百を乗じて得た額
法第50条	法第50条第1項又は第2項の規定に基づき、百分の九十又は百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）を除いて得た額
法第69条第3項	当該介護給付等の額に七十分の八十を乗じて得た額
法第69条第4項	当該介護給付等の額に七十分の九十を乗じて得た額

イ 養護老人ホーム等に入所している被爆者に対しては、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

3 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

（1） 対象者

被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる通所介護・短期入所生活介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であつて、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているもの。

通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護サービス費（法第41条）
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 特例居宅介護サービス費（法第42条）

地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護サービス費（法第42条の2） ・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	
認知症対応型通所介護	
旧介護予防通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス費（法第53条） ・特例介護予防サービス費（法第54条）
介護予防短期入所生活介護	
介護予防認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2） ・特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）
介護予防小規模多機能型居宅介護	
第1号通所事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。

（2） 限度額

（1）の表の右欄に掲げる介護給付等の額に九十分の百を乗じて得た額（注3）から、当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

注3 ただし、次の表の左欄に掲げる規定が適用される場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じ又は除して得た額

法第49条の2	八十分の百を乗じて得た額
法第59条の2	
法第50条	市町村特例割合を除して得た額
法第60条	法第60条第1項又は第2項の規定に基づき、百分の九十又は百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合を除して得た額
法第69条第3項	当該介護給付等の額に七十分の八十を乗じて得た額
法第69条第4項	当該介護給付等の額に七十分の九十を乗じて得た額

第4 助成金の支給

第2に定める助成事業に係る助成金（以下、「助成金」という。）は、第5から第7までに定めるところに従い、支給する。

第5 受給資格の認定

第3の1の（1）による訪問介護利用被爆者助成事業の助成金の受給資格の認定手続については、別に定める。

第6 現物給付による利用助成金の支給

- 1 介護保険法の規定による保険給付が居宅サービス事業者又は介護老人福祉施設に対して支給されることにより、被保険者である被爆者に対して当該保険給付を支払ったとみなされる場合に、当該被爆者が特定事業者（第11の規定により登録を受けた被爆者をいう。）に利用助成金の受領を委任したときは、県はその利用助成金を当該特定事業者に対して支払うことにより、当該被爆者に対して支給したものとみなす。
- 2 1の方法により助成金の支給を受けようとする被爆者は、当該サービスの提供を求める際に特定事業者に対して被爆者健康手帳を提示しなければならない。
- 3 知事は、1の規定による支払に関する事務を熊本県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

第7 償還払による助成金の支給

- 1 第3の1、2（（1）のイを除く。）及び3に係る助成金を受けようとする者は、介護サービスを受けた後、領収証及び介護サービスの内容を記載した書類等を添付して、介護保険利用被爆者助成金支給申請書（様式第1号）を管轄の保健所（熊本市においては、熊本県健康づくり推進課）を経由して知事に申請する。
- 2 知事は、1の申請に基づき、内容を審査してその交付を決定して、申請者に通知する。

第8 老人福祉施設入所負担金被爆者助成金の支給

- 1 第3の2の（1）のイによる養護老人ホーム等入所費用負担被爆者助成事業の助成金の支給を受けようとする者は、養護老人ホーム等入所費用負担被爆者助成金支給申請書（入所者用）（様式第2号）を管轄する保健所（熊本市においては、熊本県健康づくり推進課）を経由して知事に申請する。
- 2 知事は、1の申請に基づき、内容を審査してその交付を決定し、申請者に通知する。

第9 特定事業者の登録

- 1 知事は、助成金の受領委任を受けることに同意する事業者を特定事業者として登録する。

2 登録手続等については、別に定める。

第10 不当利得の返還

偽りその他不正な行為により、この要綱に基づく金銭の支給を受けた者には、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年5月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年12月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年8月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年8月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年2月2日から施行し、平成27年2月2日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年8月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。